

令和8年6月市議会定例会提出議案

八 尾 市

報告第1号

令和7年度八尾市一般会計継続費繰越計算書報告の件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定に基づき、
令和7年度八尾市一般会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和8年6月15日提出

八尾市長 山本桂右

令和7年度 八尾市一般会計継続費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残 額	翌年度通次 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳				
				予算計上額	前年度通次 繰 越 額	計				繰越金	特 定 財 源			
											国庫支出金	府支出金	地方債	その他
9. 教育費	3. 中学校費	成 法 中 学 校 校 舎 等 外 装 改 修 事 業	161,469,000	48,745,000		48,745,000	44,844,400	3,900,600	3,900,600	3,900,600				

令和8年6月15日提出
八尾市長 山本 桂右

報告第2号

令和7年度八尾市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、
令和7年度八尾市一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和8年6月15日提出

八尾市長 山本桂右

令和7年度八尾市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
2. 総務費	1. 総務管理費	人事給与システム改修事業	15,959,000	15,959,000					15,959,000	
		災害対策事業	10,138,000	10,138,000		1,240,000		7,600,000	1,298,000	
		防災計画等推進事業	19,954,000	19,954,000		9,500,000			10,454,000	
	3. 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳システム改修事業	8,930,000	8,930,000		7,482,000			1,448,000	
		戸籍総合情報システム改修事業	11,660,000	7,139,000		5,982,000			1,157,000	
3. 民生費	1. 社会福祉費	地域医療介護総合確保基金事業補助金	160,370,000	160,370,000			160,370,000			
		低所得高齢者世帯エアコン購入費助成事業	14,172,000	14,172,000		5,565,000			8,607,000	
		介護サービス事業者等物価高騰対策支援事業	62,186,000	-						
		社会福祉施設等施設整備費補助金	228,400,000	-						
		障がい福祉サービス等事業所物価高騰対策支援事業	33,994,000	-						
		物価高騰対応市民応援給付金事業	1,697,675,000	456,763,000		336,889,000			119,874,000	
	2. 児童福祉費	こども総合支援センター整備事業	23,073,000	23,073,000	8,598,000			6,800,000	7,675,000	
4. 衛生費	1. 保健衛生費	医療機関物価高騰対策一時支援金交付事業	62,569,000	62,520,000		44,188,000			18,332,000	
	4. 上水道費	大阪広域水道企業団負担金	446,010,000	446,010,000				445,800,000	210,000	
		水道料金減額負担金	379,769,000	379,769,000		295,964,000			83,805,000	
6. 産業費	1. 農業費	農道整備事業	30,728,000	30,728,000				22,000,000	8,728,000	
		玉串川護岸整備事業	14,942,000	14,942,000				14,900,000	42,000	
	2. 商工費	意欲ある事業者経営・技術支援補助事業	54,000,000	54,000,000		38,592,000			15,408,000	
7. 土木費	2. 道路橋りょう費	橋りょう等長寿命化事業	15,500,000	15,500,000		8,250,000		6,700,000	550,000	
	4. 都市計画費	JR八尾駅前線整備事業	142,187,000	142,187,000		68,750,000		68,700,000	4,737,000	
		公園整備事業	30,550,000	30,550,000		12,060,000		16,500,000	1,990,000	
	6. 住宅費	西郡住宅整備改善事業	787,379,000	787,379,000	393,563,000			310,600,000	83,216,000	
8. 消防費	1. 消防費	消防資機材整備事業	55,008,000	55,008,000				46,500,000	8,508,000	
9. 教育費	5. 保健体育費	小学校給食施設整備事業	290,246,000	290,246,000		27,959,000		210,500,000	51,787,000	
合 計			4,595,399,000	3,025,337,000	402,161,000	862,421,000	160,370,000	1,156,600,000	443,785,000	

令和8年6月15日提出
八尾市長 山本 桂右

議案第40号

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議の件

大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月17日許可）の一部を次のように変更することについて、関係市町村と協議するにつき、市議会の議決を求める。

令和8年6月15日提出

八尾市長 山本 桂 右

理 由

社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）の一部改正により、社会保険診療報酬支払基金の名称が医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に改められることから、大阪府後期高齢者医療広域連合規約を変更することに関し、関係市町村と協議するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定に基づき、本案を提出する次第である。

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月17日許可）の一部を次のように変更する。

第17条第1項第4号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この規約は、令和8年10月1日から施行する。

議案第41号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議の件

大阪広域水道企業団の共同処理する事務に泉大津市、箕面市及び門真市に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること並びにこれに伴い大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の一部を次のように変更することについて、関係市町村と協議するにつき、市議会の議決を求める。

令和8年6月15日提出

八尾市長 山本 桂 右

理 由

大阪広域水道企業団の共同処理する事務に3市に係る水道事業の経営に関する事務を追加するとともに、これに伴い大阪広域水道企業団規約を変更することに関し、関係市町村と協議するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定に基づき、本案を提出する次第である。

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第2中「岸和田市」の次に「、泉大津市」を、「富田林市」の次に「、箕面市」を、「柏原市」の次に「、門真市」を加える。

附 則

この規約は、令和9年4月1日から施行する。

議案第42号

八尾市市税条例の一部改正の件

八尾市市税条例（平成12年八尾市条例第39号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和8年6月15日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

令和8年度税制改正に係る地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い、個人市民税及び固定資産税において条例の規定を整備するにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市市税条例の一部を改正する条例

八尾市市税条例（平成12年八尾市条例第39号）の一部を次のように改正する。
第21条の3第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第25条第1項ただし書中「及び第26条の3第1項」を「並びに第26条の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第26条の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第26条の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第12条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第46条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第12条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）を有する者

第26条の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第65条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては200,000円」を削り、「1,500,000円」を「1,800,000円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第9条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第9条の4中「又は附則第46条第1項」を「、附則第45条の3第1項又は附則第46条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3

項又は第4項」に改める。

附則第11条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第12条の2第14項を同条第15項とし、同条第3項から同条第13項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第42条第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。附則第45条の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第45条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第17条第1項及び第2項並びに第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等

の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第45条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第21条の2から第22条まで、第22条の2第1項、附則第9条第1項及び附則第9条の3第1項の規定の適用については、第21条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第45条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の3第1項前段、第22条、第22条の2第1項、附則第9条第1項及び附則第9条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第45条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の3第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第45条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第23条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第45条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第45条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第45条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第45条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定

は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第25条第1項ただし書、第26条の2及び第26条の3の改正規定並びに附則第6条の改正規定及び附則第9条の3の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第65条の改正規定及び附則第3条第1項の規定 令和9年4月1日
- (3) 第21条の3第2項の改正規定並びに附則第9条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、「附則第11条の2の改正規定及び附則第42条の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (4) 附則第9条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第45条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）附則第1条第17号に掲げる規定の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の八尾市市税条例（以下「新条例」という。）第26条の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第26条の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の八尾市市税条例第26条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の八尾市市税条例附則第9条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改

築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の八尾市市税条例附則第9条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第42条第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第42条第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第45条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例第65条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第12条の2第3項の規定は、令和8年4月1日以後に新たに取

得されたものに対して課する固定資産税について適用する。

議案第43号

八尾市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正の件

八尾市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成26年八尾市条例第53号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和8年6月15日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正により、条例において引用する同法の条項に移動が生じることに伴い、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

八尾市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成26年八尾市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

議案第44号

八尾市病院事業の設置等に関する条例の一部改正の件

八尾市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年八尾市条例第31号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和8年6月15日提出

八尾市長 山本桂右

理 由

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正により、条例において引用する同法の条項に移動が生じることに伴い、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

八尾市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年八尾市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

議案第45号

令和8年度八尾市一般会計第3号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和8年度八尾市一般会計第3号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和8年6月15日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第46号

市営西郡住宅7号館外1棟解体工事の工事請負契約締結の件

市営西郡住宅7号館外1棟解体工事の工事請負契約を締結するについて、八尾市契約条例（昭和39年八尾市条例第11号）第3条の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和8年6月15日提出

八尾市長 山本 桂 右

記

- 1 契約の目的 市営西郡住宅7号館外1棟解体工事
- 2 契約の種類 工事請負契約
- 3 契約の方法 条件付一般競争入札
- 4 契約金額 207,590,900円
- 5 契約の相手方
堺市西区浜寺元町二丁170番地
今重・ツジテック特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社今重興産
代表取締役 橋本 裕子
- 6 工事場所 八尾市桂町三丁目地内
- 7 仮契約年月日 令和8年5月21日

議案第47号

市営西郡住宅12号館外1棟解体工事の工事請負契約締結の件

市営西郡住宅12号館外1棟解体工事の工事請負契約を締結するについて、八尾市契約条例（昭和39年八尾市条例第11号）第3条の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和8年6月15日提出

八尾市長 山本 桂 右

記

- 1 契約の目的 市営西郡住宅12号館外1棟解体工事
- 2 契約の種類 工事請負契約
- 3 契約の方法 条件付一般競争入札
- 4 契約金額 142,808,600円
- 5 契約の相手方
八尾市南亀井町一丁目4番3号
株式会社大一建設
代表取締役 前田 和彦
- 6 工事場所 八尾市幸町二丁目地内
- 7 仮契約年月日 令和8年5月21日

令和 8 年 6 月市議会定例会提出議案
令和 8 年 6 月発行（R 8 - 45）
八尾市総務部政策法務課